

企業に求められるサステナビリティ経営の在り方へ最新動向

2023年6月、自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、以下TNFD）の最終提言が公開された。TNFDは、自然に対して組織が何に依存しているか、事業活動によって自然にどのような影響を与えるのか、組織における自然関連リスクと機会は何かについて特定し、これらをどのように経営に反映させていくかについての情報開示を求める枠組みである。本稿では、TNFD最終提言がこれまでのサステナビリティの枠組みと比べてどのように異なるかを概説し、企業としての取り組みと良いかという観点で、その示唆を導出する。

1. TNFDは何が従来の枠組みと異なるのか？

TNFDは、既に多くの日本企業が対応している気候関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Climate-related Financial Disclosures、以下TCFD）と類似した枠組みとなっている。TCFDの枠組みでは、気候関連リスクと機会に関する「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の情報開示が求められている。2023年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令が改正され、有価証券報告書において「サステナビリティに関する考え

方及び取組」の記載欄が新設された際にも同様の枠組みとなっていたことは記憶に新しいだろう。取締役会と経営陣による必要という点だろう。自社の操業の範囲を超えた取組みが当然のように

自然関連情報開示に関して企業に推奨される取り組みとは

TNFDは基準そのものを自ら作成することを目指しておらず、既存の枠組みや基準を考慮して検討が行われたため、TCFDと類似した枠組みとなっている。それでは、既存のサステナビリティの枠組みと比べて何が特徴的なのだろうか。

TNFDは基準そのものを自ら作成することを指しておらず、既存の枠組みや基準を考慮して検討が行われたため、TCFDと類似した枠組みとなっている。それでは、既存のサステナビリティの枠組みと比べて何が特徴的なのだろうか。

求められるのは、TCFDと比べて、多くの企業にとって悩ましい状況となるのではないだろうか。次に、人権等の他分野との関連性が明示されている点が挙げられる。TNFDでは、先住民や地域社会など、バリューチェーン上で自然と接点があるステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーに関する人権方針、エンゲージメント、

取締役会と経営陣による必要という点だろう。自社の操業の範囲を超えた取組みが当然のように

求められるのは、TCFDと比べて、多くの企業にとって悩ましい状況となるのではないだろうか。次に、人権等の他分野との関連性が明示されている点が挙げられる。TNFDでは、先住民や地域社会など、バリューチェーン上で自然と接点があるステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーに関する人権方針、エンゲージメント、

取締役会と経営陣による必要という点だろう。自社の操業の範囲を超えた取組みが当然のように

求められるのは、TCFDと比べて、多くの企業にとって悩ましい状況となるのではないだろうか。次に、人権等の他分野との関連性が明示されている点が挙げられる。TNFDでは、先住民や地域社会など、バリューチェーン上で自然と接点があるステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーに関する人権方針、エンゲージメント、

企業に対し、特定の分野のみならず、あらゆる自然課題を自分事として捉え、サステナビリティ経営を総合的に取り組むことが今後求められ得るということを意味しているのではないだろうか。

企業に対し、特定の分野のみならず、あらゆる自然課題を自分事として捉え、サステナビリティ経営を総合的に取り組むことが今後求められ得るということを意味しているのではないだろうか。

2. 企業に期待される取り組み・経営のあり方

「企業に対しては、気候変動と並ぶ中核的かつ

リサーチ・コンサルティング部

長 瓜生

務

サステナビリティ戦略グループ

シニアマネジャー 上田

奈月

「企業に対しては、気候変動と並ぶ中核的かつ

「企業に対しては、気候変動と並ぶ中核的かつ

「企業に対しては、気候変動と並ぶ中核的かつ

「企業に対しては、気候変動と並ぶ中核的かつ